

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月6日
【事業年度】	第62期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	サトーホールディングス株式会社
【英訳名】	SATO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 松山 一雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
【電話番号】	03-6665-0600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 榑田 晃裕
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
【電話番号】	03-6665-0600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 榑田 晃裕
【縦覧に供する場所】	サトーホールディングス株式会社 ビジネスプラザ （埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目207番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月25日に提出した第62期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

（1）連結財務諸表

注記事項

（税効果会計関係）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

【注記事項】

（税効果会計関係）

（訂正前）

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.5%	40.5%
（調整）		
海外子会社税率差異	4.3	3.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.3	1.0
住民税均等割	8.6	1.3
試験研究費税額控除	12.5	3.7
のれん償却額	6.3	2.5
受取配当金の連結消去	1.3	0.1
外国税額控除	1.2	0.3
評価性引当額の増減	10.8	1.7
子会社に対する投資評価損	35.8	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	9.8
その他	14.8	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8	50.2

(訂正後)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.5%	40.5%
海外子会社税率差異	4.3	3.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.3	1.0
住民税均等割	8.6	1.3
試験研究費税額控除	12.5	3.8
のれん償却額	6.3	2.5
受取配当金の連結消去	1.3	0.1
外国税額控除	1.2	0.3
評価性引当額の増減	10.8	1.8
子会社に対する投資評価損	35.8	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	10.0
その他	14.8	2.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8	52.5